

被扶養者現況申請書

◎被保険者をご記入ください。

被保険者	記号・番号	被保険者氏名
	-	

◆添付資料の詳細は、裏面をご参照ください。
※個々の状況により別途資料をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

今回申請する被扶養対象者について該当する続柄の箇所記入し、該当する添付資料をすべて添付してください。

続柄	被扶養者氏名	住所	収入	添付資料	添付書類 チェック欄
配偶者		同居・別居	年額	1. 日付確認資料(裏面①) 2. 収入確認資料(裏面②) 計2点	<input type="checkbox"/>
			円		<input type="checkbox"/>
※別居の場合は、別途「遠隔地(別居)開始申請書」をご提出ください 添付不要の場合も☑ ↑ ↑					

続柄	被扶養者氏名	住所	収入	添付資料	添付書類 チェック欄
子【実子・養子※1】 被扶養者(1)		同居・別居	年額	1. 日付確認資料(裏面①) 2. 収入確認資料(裏面②) 計2点	<input type="checkbox"/>
			円		<input type="checkbox"/>
※別居の場合は、別途「遠隔地(別居)開始申請書」をご提出ください 添付不要の場合も☑ ↑ ↑					

続柄	被扶養者氏名	住所	収入	添付資料	添付書類 チェック欄
子【実子・養子※1】 被扶養者(2)		同居・別居	年額	1. 日付確認資料(裏面①) 2. 収入確認資料(裏面②) 計2点	<input type="checkbox"/>
			円		<input type="checkbox"/>
※別居の場合は、別途「遠隔地(別居)開始申請書」をご提出ください 添付不要の場合も☑ ↑ ↑					

◆被保険者の配偶者についてご記入ください。 ※配偶者が扶養に入っている場合は、省略可	配偶者あり (内線含む)	<input type="checkbox"/>	配偶者氏名	収入	年額	職業	<input type="checkbox"/> 1.正社員 <input type="checkbox"/> 4.その他 <input type="checkbox"/> 2.パート () <input type="checkbox"/> 3.年金受給者
	配偶者なし	<input type="checkbox"/>	該当するものに "✓"してください →	<input type="checkbox"/> 1.未婚 <input type="checkbox"/> 2.死別 <input type="checkbox"/> 3.離婚	3.離婚の場合 →	養育費 月額 (円)	

※1) 実子・養子以外の子(養子縁組していない配偶者の連れ子等)はその他親族にご記入ください。

続柄	被扶養者氏名	住所	収入	添付資料	添付書類 チェック欄
その他親族 被扶養者(1)		同居・別居	年額	1. 日付確認資料(裏面①) 2. 収入確認資料(裏面②) 計3点 3. 世帯全員の住民票	<input type="checkbox"/>
			円		<input type="checkbox"/>
※別居の場合は、別途「遠隔地(別居)開始申請書」をご提出ください 添付不要の場合も☑ ↑ ↑					

続柄	被扶養者氏名	住所	収入	添付資料	添付書類 チェック欄
その他親族 被扶養者(2)		同居・別居	年額	1. 日付確認資料(裏面①) 2. 収入確認資料(裏面②) 計3点 3. 世帯全員の住民票	<input type="checkbox"/>
			円		<input type="checkbox"/>
※別居の場合は、別途「遠隔地(別居)開始申請書」をご提出ください 添付不要の場合も☑ ↑ ↑					

扶養に入っている者以外で同居している方についてご記入ください。	同居人氏名		続柄	収入	年額	職業	<input type="checkbox"/> 1.正社員 <input type="checkbox"/> 4.その他 <input type="checkbox"/> 2.パート () <input type="checkbox"/> 3.年金受給者
	同居人氏名		続柄	収入	円	職業	<input type="checkbox"/> 1.正社員 <input type="checkbox"/> 4.その他 <input type="checkbox"/> 2.パート () <input type="checkbox"/> 3.年金受給者

下記をご確認いただき、ご署名ください

・事業主様をご確認のうえ、下記署名欄の確認欄に✓をお願い致します。

被扶養者(異動)届、被扶養者現況申請書、遠隔地(別居)開始届に虚偽がある場合、また後日提出予定の資料が用意できない場合には認定日に遡って扶養取消となっても異議申し立てしません。 また、当組合によるマイナンバーの情報照会にて扶養の要件を満たさない等、確認された場合には、速やかに届出を提出します。	・公的書類にて、身分関係(続柄)、同一世帯について相違がないことを確認しました。 ※公的書類(例)戸籍謄本、住民票等 <input type="checkbox"/>	確認欄
	・被扶養者の収入、生計維持関係について上記内容と相違がないことを確認しました。 <input type="checkbox"/>	
年 月 日	年 月 日	
(被保険者氏名)	事業所所在地	
	事業所名	
	事業主	

被扶養者の認定基準

被扶養者となるためには次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 被保険者からみて3親等内の親族であり、かつ主として被保険者の収入によって生計を維持されていること。
- 年間収入が130万円(60歳以上又は障害年金受給者の方は180万円)未満かつ被保険者の収入の2分の1未満であること。
 ※ 年間収入とは、将来に向かって受けるであろう年間予定収入額となります。
 ・1年を超えない有期契約の場合であっても年間ベースに直して計算し判断します。
 ・雇用保険は、日額で判断します。

60歳未満	月額108,333円×12ヶ月=1,299,996円 日額3,612円未満
60歳以上	月額149,999円×12ヶ月=1,799,988円 日額5,000円未満

※給与収入の場合・・・交通費等を含む総支給額 年金収入の場合・・・介護保険料、所得税額等控除前の年金支払額

- 被保険者と別居している場合は、被保険者の仕送り額より被扶養者の収入が少ないこと。

添付書類詳細

① 日付確認資料(写しでの提出可)

本人取得による認定	日付確認資料の添付不要
出生による認定	日付確認資料の添付不要
結婚による認定	結婚した日がわかる書類(婚姻届の受理証、戸籍謄本等)
同居開始による認定	世帯全員の住民票
退職による認定	退職日がわかる書類(退職証明書、雇用保険離職票、健康保険資格喪失通知書等)
雇用形態変更による認定	契約変更後の雇用契約書 または 健康保険資格喪失確認通知書
収入減少による認定	または 被扶養者の勤め先の事業主による証明
雇用保険受給終了による認定	雇用保険受給資格者証(支給終了と印字があるもの)

※認定日について、事由発生日から1カ月を超える受付(当組合到着日)の場合は、原則当組合に申請書類が到着した日で認定といたします。ただし、出生が扶養の事由である場合は、出生日を扶養認定日とします。

※書類到着日での認定の場合は日付確認資料の添付は不要です。被扶養者異動届の備考欄に「到着日での認定」とご記入下さい。

② 収入確認資料(写しでの提出可)

※複数該当する場合は、すべてご用意ください。

学生の場合	学生証(高校生の場合、被扶養者異動届の備考欄に高校名を記入することで省略可能) ※中学生以下は添付不要
パート・アルバイトなど	直近3ヶ月分の給与明細 または 雇用契約書
雇用形態変更・収入減少の場合	雇用契約書 または 収入減少月以後3ヶ月分の給与明細 ※初月分のみ認定時に提出、残り2ヶ月分は後日必ず提出すること
傷病手当金を受給中	給付金決定通知書(傷病手当金に関するもの)
年金受給中 (障害年金、企業年金、個人年金等含む)	直近の年金額がわかる書類(年金額改定通知書、年金振込通知書等) ※当組合での企業年金の収入の考え方 【受給金額】-【必要経費】=【収入】 備考:退職一時金等(継続的に得られないもの)は収入には含みません
現在収入がない場合 (以前から勤めていない場合)	最新の非課税証明書(収入が0円であることの確認) ※非課税証明書に金額がある場合 → 直近に勤めていた勤務先の退職日がわかる書類 (源泉徴収票、退職証明書、雇用保険離職票、健康保険資格喪失通知書等)
現在収入がない場合 (今回退職を事由に認定の場合)	収入確認資料の添付不要 ※1) 雇用保険の失業給付を受給予定で受給金額が認定基準を超える場合は、受給開始日から被扶養者認定を削除する必要があります。受給開始日以降に扶養削除の届出をご提出ください。 ※2) 受給開始日、受給金額につきまして、当組合にてマイナンバーによる情報照会にて確認させていただきます。
その他、継続的な収入がある場合 例:事業収入(自営業、農業)、 不動産収入、利子・配当収入など	確定申告書及び青色申告決算書(写) 必要に応じ「直接的必要経費申告書」 又は、その他収入額が確認できる帳簿書類等 ※利子・配当収入は税金控除前の金額が収入となります

不明点がある場合や、いずれにも該当しない場合は当組合にご確認ください。

【別居している場合】遠隔地(別居)開始申請書を別途ご提出ください。